

令和4年6月10日

第24回水俣市農業委員会

第24回水俣市農業委員会

- | | | | | | | | | | |
|---|----------|---------------------------|----------------------|---------|-----|---------|--|--|--|
| 1 | 開催場所 | 新庁舎2階会議室A B | | | | | | | |
| 2 | 開催日時 | 令和4年6月10日 | | | | | | | |
| | 開会 | 9時30分 | | | | | | | |
| | 閉会 | 10時30分 | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 14名 | 1番 | 坂本 隆司 君 | 8番 | 中村 清治 君 | | | |
| | | | 2番 | 松田 時義 君 | 9番 | 廣島 康雄 君 | | | |
| | | | 3番 | 森口 信二 君 | 10番 | 松本 公昭 君 | | | |
| | | | 4番 | 山澤 親徳 君 | 11番 | 淵上 正嗣 君 | | | |
| | | | 5番 | 田畑 和雄 君 | 12番 | 前田 仁 君 | | | |
| | | | 6番 | 金田一充章 君 | 13番 | 戸次 治夫 君 | | | |
| | | | 7番 | 稲田 祐市 君 | 14番 | 元村 善二 君 | | | |
| | 推進委員 | 12名 | 16番 | 蒔本 政廣 君 | 22番 | 坂口 新一 君 | | | |
| | | | 17番 | 竹下 正治 君 | 23番 | 山口 初憲 君 | | | |
| | | | 18番 | 竹本 孝幸 君 | 24番 | 池田 郁雄 君 | | | |
| | | | 19番 | 山内 秋光 君 | 25番 | 原田 隆義 君 | | | |
| | | | 20番 | 溝口 幸一 君 | 26番 | 森下 義孝 君 | | | |
| | | | 21番 | 安田 昌一 君 | 28番 | 古里 君廣 君 | | | |
| 4 | 欠席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 0名 | | | | | | | |
| | 推進委員 | 2名 | 15番 | 平松 明子 君 | 27番 | 下鶴 信雄 君 | | | |
| 5 | 議事日程 | | | | | | | | |
| | 第1 | 議事録署名委員の選出 | | | | | | | |
| | 第2 | 報告事項(1) 合意解約通知について | | | | | | | |
| | | 報告事項(2) 農用地利用配分計画の認可について | | | | | | | |
| | | 報告事項(3) 農地転用許可後の工事の完了について | | | | | | | |
| | | 議第87号 | 農地法第3条の許可申請について | | | | | | |
| | | 議第88号 | 農地法第5条の許可申請について | | | | | | |
| | | 議第89号 | 農用地利用集積計画の申出について | | | | | | |
| | | 議第90号 | 令和4年度最適化活動の目標の設定について | | | | | | |
| 6 | 農業委員会事務局 | | | | | | | | |
| | 局 長 | 永松 正治 | | | | | | | |
| | 次 長 | 大川 尊 | | | | | | | |
| | 参 事 | 松原 真樹 | | | | | | | |
| | 主 任 | 山内 哲郎 | | | | | | | |

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第24回、水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、9番、廣島委員、10番、松本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は12名です。 欠席者は15番、平松委員、27番、下鶴委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は9番、廣島委員にお願いします。</p>
<p>9番委員 (廣島康雄君)</p>	<p>農業委員会憲章 農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知について、でございます。 議案書は、1～6ページになります。5件ございます。 番号1番から5番まで、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、番号1は、貸人本人が作付けを行うためでございます。 番号2は、借人の体調不良のため。 番号3は、貸人が空き家と農地を一緒に売買するため。 番号4は、借人の規模縮小のため。 番号5は、所有者が土地を売るため合意解約するものでございます。 それぞれの場所につきましては、議案書記載のとおりです。 次に、報告事項(2)農用地利用配分計画の認可について、でございます。 議案書は、7ページを御覧ください。 1件でございます。 こちらは令和4年4月8日の第22回農業委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になります。</p>

	<p>記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和4年5月10日付けで熊本県知事から認可されました。</p> <p>土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間となっております。</p> <p>利用目的は、水田。借り賃と利用権の種類は、議案書記載のとおりです。</p> <p>場所は、議案書記載の農地になります。</p> <p>次に、報告事項（3）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。</p> <p>議案書は、9ページになります。</p> <p>1件でございます。</p> <p>それぞれ、表の左から3列目の許可日欄記載の日付で許可を受け、表の右から2列目の日付で、転用事業者から工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>右端の事務局確認日におきまして、事務局及び農業委員、推進委員で、現地を確認したところ、許可内容のとおり工事が完了してしましたので、御報告申し上げます。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第87号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
5 番委員 (田畑和雄君)	はい、議長。
議 長	はい、5番、田畑委員をお願いします。
5 番委員	<p>議第87号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。</p> <p>番号1番です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。</p> <p>面積は、2筆合わせて385㎡になります。</p> <p>譲受人の状況ですが、畑、樹園地になりますが12, 134㎡で、今は果樹が植わっております。</p> <p>構成員は記載のとおりでございます。</p> <p>6月7日に山内委員、行政書士、事務局職員2名の計6名で現地確認をいたしました。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおりです。</p>

	<p>左下のほうは果樹が植わって、右のほうは野菜が植わっております。</p> <p>これに関しては、所有権移転の贈与という形で、この譲受人と譲渡人は親子関係にあります。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願い致します。</p>
2番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議長	はい、2番、松田委員にお願いします。
2番委員	<p>農地法第3条の許可申請の2番と3番について説明いたします。まず2番です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>地目台帳は田。現況は畑。梅の木1本と柿の木1本がはえていました。</p> <p>譲受人は、市内の2箇所、4,082㎡持っていらっしゃいます。構成員は、譲受人と、姉夫婦の三人です。</p> <p>主に、姉夫婦が作っていらっしゃいます。</p> <p>譲受人は、市外から、時々帰ってきて、収穫時期などには立ち会っていらっしゃいます。</p> <p>場所は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人が高齢で、とにかく土地を処分したい、買ってほしいということで、譲受人のほうに話が合ったそうです。</p> <p>年間150日以上、やっています。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>なお、6月6日に事務局、竹下推進委員の4名で調査を行いました。</p> <p>続いて3番です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>台帳現況ともに田です。</p> <p>台帳畑。現況は甘夏2本、ビワが1本植わってございました。</p> <p>周りは耕作放棄地で、畑にするには難しいんじゃないかと思ったところでした。</p> <p>ここは、6月7日に事務局2人、関係者6人の計8人で現地調査を行いました。</p> <p>現地は14ページ、15ページを開けてください。</p> <p>今年、田植えが出来るかどうか非常に微妙な問題があります。</p>

	<p>水利権等の問題もあります。</p> <p>最初からこの件に係っておられました、戸次委員がいらっしゃいますので、戸次委員のほうから補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>譲受人は、林業をやっていらっしゃいます。</p> <p>年間150日は農業を出来るということで、新規就農者になる予定です。</p> <p>なお、田は水利権の問題もありますので、中山間の対象地域にもなっていますので、補足説明をお願いします。</p> <p>譲受人については、竹下推進委員がよく知っていらっしゃいますので、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>年間従事日数も150日以上だということ、面積も4,240㎡で許可要件は満たしていると思われまますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、御審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>戸次委員と竹下委員に補足説明をお願いします。</p>
議 長	担当地区推進委員からの補足説明があればお願いします。
13番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	<p>譲受人が初めてということで、新規就農ということで不安がありました。この土地が、中山間の直接支払いの補助対象の土地でありますので、あと4年間はずね、作っていただかないといけないものですから。</p> <p>先程、合意解約で前の持主が持っておられた後という形で、前の持主が作る予定でしたので、直接支払いの地域に含めて計画を出しておりました。</p> <p>譲受人は、自分でも作るし、児童や園児たちに農業体験をさせたいということも考えておられて、熱心に考えておられます。</p> <p>でもちょっと不安でしたので、生産計画ですかね、ということもとっておられます。</p> <p>私達の地域としては作ってもらわないと困るし、監督しながら徐々に見ていきたいと思えます。</p> <p>先程おっしゃった水利権の問題です。</p> <p>4月の頭から、地域の6人くらいで水路等の掃除、水を流すという作業をやってきております。その関係上、今年度は辞退したいという意向がありました。</p>

17番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、17番、竹下委員。
17番委員	先程、松田委員から言われました譲受人についてですが、若いですが真面目な方で、一生懸命やってくれると思っております。 よろしく申し上げます。
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。
議長	はい、10番、松本委員。
10番委員	水利権の問題で、今年は作付け出来ないということですかね。 せっかく本人がやる気になっているのに、水利権の問題はどうにかならんもんでしょうかね。 溝の掃除とか作業に出なかったからといって、お金で解決するとか考えられてはどうでしょうか。
13番委員	お金とかそういう問題じゃなくて、地域でもそういう問題があつて、出なかったら作らないというか、本人から申し出があつて、辞退するような形で、地域の方が、体調崩して奉仕等にも行けなかったから、1年間は作付けを辞退されたんです。 その次からは娘婿が作ったというような状況だったんで、その例があつたもんだから、無理にとは私のほうからは言えなかったような状況です。
10番委員	はい、わかりました。
議長	他にございませんか。 農業委員である以上は、せっかくですので、我々は何をしないといけないかというのは、作付けが出来るようなことを率先してやるのが農業委員の立場じゃないかと思っておりますが、そこは地域の決まり事に口出しできない所でございます。
4番委員 (山澤親徳君)	はい、議長。
議長	はい、4番、山澤委員。

4 番委員	<p>実は一つありましたので、話をします。</p> <p>私が担当している地区ですが、昨年、その農地を耕作しなかったために、水路を通して下手にある農地に全く水がこないということで私に電話がありました。</p> <p>その件については、水利権はみんな一緒だからということで、それを本人も理解してくれて、水を流すようになったんですけど、水利権というのは全部の田に付いてるんですから、流さないわけにはいかんわけです。</p> <p>そういう事が1点ありましたので、それは問題解決しました。</p> <p>以上です。</p>
1 2 番委員 (前田仁君)	はい、議長。
議 長	はい、1 2 番、前田委員。
1 2 番委員	<p>直接支払制度の中に入っておられるというふうに聞いたんですけども、制度上、小作しないと交付金の返還とかがあるという事で、本人さんが病気をしたりどうしても作れないという理由があれば、交付金の返還とかならないと聞いておりますが、その辺は聞いたことありますか。</p>
委 員	はい、議長。
議 長	はい、1 3 番、戸次委員。
1 3 番委員	<p>前の持主のほうで申請しておりますので、その後をどなたかが作られれば、そのまま引き継いでもらっても結構です、というようなことでした。</p>
1 2 番委員	はい、わかりました。
議 長	水利権のほうは、地域の方で話し合いをしてもらえればと思います。他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見も無いようですので、議第87号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第87号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許

	<p>可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第88号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
7番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議長	はい、7番、稲田委員をお願いします。
7番委員	<p>議第88号、農地法第5条の許可申請について、番号1から3まで説明いたします。 譲渡人3名おられますが、譲受人がお一人なので、1から3まで一緒に説明させていただきます。 譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。 土地の所在も記載のとおりで、譲渡人3名の方、3筆あります。 3筆とも台帳現況とも畑。面積は1筆各々、747㎡、298㎡、772㎡です。 転用目的は駐車場。転用理由は、譲受人の業務拡大により駐車場が不足するため増設することになり、既存の駐車場に隣接する場所を選定されて転用許可を出されたみたいです。 施設概要としては、事業面積1,817㎡、転用面積1,817㎡となっております。 現地調査につきましては、6月6日に事務局2名、譲受人の担当行政書士の方と私4名で立会いを行いました。 土地の地図は、18ページを御覧ください。 配置図は19ページとなっております。 新規駐車場予定地がありますが、その北西方向に隣接する既存の駐車場があり、すぐ隣となっております。 排水計画は、転用地を少し埋め立てて舗装し、排水路は既存の駐車場の水路に繋げて排水するとのことでした。 資金計画は記載のとおりでございます。 残高証明書が添付されてあります。 あと、その他工事計画につきましては、申請許可次第ですが、8月末の工事完了を目標としておられるそうです。 現地調査の結果、農地法第5条転用許可に係る許可基準により既存駐車場に隣接した新規駐車場でも問題ないと判断しましたので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
12番委員	はい、議長。
議長	はい、12番、前田委員をお願いします。

1 2 番委員	<p>農地法第5条の許可申請4について、御説明させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在につきましては議案書記載のとおりでございます、親子関係でございます。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑で、面積は136㎡。転用目的は個人住宅。転用理由につきましては、申請地の隣接地に移住する祖母、85歳とお聞きしましたが、祖母の介護の為、住宅を建設するもので、始末書が添付されております。</p> <p>第2種農地で、贈与による所有権移転であります。</p> <p>施設の概要につきましては、事業面積136㎡、転用面積136㎡でございます。</p> <p>資金計画につきましては、議案書記載のとおりで、資金の融資証明書が添付されております。</p> <p>土地の地図、住宅の配置につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>現地調査につきましては、6月6日に譲渡人と事務局2名、私4名で行いました。</p> <p>排水につきましては、既存の排水路があり問題はなく、また、隣接する農地等については、何ら支障はないと判断をして参りました。</p> <p>この転用については、問題はないと思われまじく、転用の申請許可もなく、既に造成と住宅の建設が終えた後の申請で、始末書の内容は、譲渡人が農地法を知らずに業者任せでございましたということで、大変申し訳ないということでございます。</p> <p>農地法第5条の転用に係る許可基準からすると、問題ないと思われまじく、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第88号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第88号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第89号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。</p>

	番号1番は、事務局に説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第89号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規、番号1番について御説明申し上げます。</p> <p>この件に関しましては、他市からの移住者で新規就農者ということで、事務局からの説明となります。</p> <p>議案書は23ページでございます。</p> <p>貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、2筆とも台帳現況とも畑。面積は2筆合わせて7,763㎡となっております。</p> <p>始期終期は、令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間。</p> <p>利用目的は果樹で、借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は賃借権です。</p> <p>借り人は、熊本県農業公社で中間管理事業による賃借となります。</p> <p>配分計画予定の転借人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>この方は、非担い手ですが、他市からの新規就農者になります。</p> <p>年齢は60歳で、令和2年度から熊本県主催の新規就農相談会等で、新規就農の相談をされておられ、水俣、芦北地域での園地見学などを経て、水俣市への移住を決められました。</p> <p>今年の3月末には、就農に向けて、水俣市と熊本県芦北地域振興局、JAと打ち合わせを行っており、現在の仕事を退職され、予定では7月頃からJAの研修を受けながら営農開始される予定とのことです。</p> <p>場所につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。</p>
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、稲田委員をお願いします。
7番委員	<p>議第89号、農用地利用集積計画の申出について、23ページの利用権新規設定2番について御説明いたします。</p> <p>この土地は、先程、合意解約で報告がありました所です。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑。面積は2,175㎡です。</p> <p>地図は、25ページを御覧ください。</p> <p>始期終期は、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間で、利用目的は野菜。借賃は、議案書記載のとおりです。利用</p>

	<p>権の種類は、賃借権となっております。</p> <p>借人は、専業農家として農業に従事され、野菜、特に玉葱栽培を中心に、日夜一生懸命頑張っておられます。</p> <p>つきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員、事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第89号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第89号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第90号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第90号、令和4年度最適化活動の目標の設定について御説明いたします。</p> <p>議案書は27ページを御覧ください。</p> <p>毎年、議案として御説明しているものになりますが、今年度は、いわゆる農林水産省経営局長通知により、昨年度までの、目標及びその達成に向けた活動計画が、最適化活動の目標の設定に変更となっており、その内容についても、若干、変更されております。</p> <p>具体的には後ほど御説明いたしますが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標や、活動強化月間の設定及び新規参入相談会への参加目標等が追加されております。</p> <p>それでは、主なものについてのみ、順に説明させていただきます。</p> <p>まず27ページの、ローマ数字のI「農業委員会の状況」ですが、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。</p>

1番、農業委員会の現在の体制及び2番、農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりですので、御覧いただければと思います。

次に28ページを御覧ください。

ローマ数字のⅡ「最適化活動の目標」1最適化活動の成果目標
(1)農地の集積 ①現状及び課題の表を御覧ください。

管内の農地面積(A)869haに対し、これまでの担い手等への集積面積は206haとなり、集積率は23.7%となっております。課題に関しましては、その下の欄に記載をしております。

次に、②目標の表を御覧ください。

まず農地の集積の目標年度ですが、これは令和11年度を目標年度としております。

これに関しましては、県の農業振興地域整備基本方針に合わせまして、令和11年度を目標年度としているところでございます。

その横の集積率に関しましては、国の局長通知によりまして、80%集積することを目指すこととされております。

中段の本年度の新規目標集積面積は、61haとなっておりますが、これは今年度から令和11年度までの8年間で、農地面積869haの80%である695haから、これまでの集積面積の206haを引いた489haを8年で割った数字となっております。

次に(2)遊休農地の解消、①現状及び課題ですが、令和3年度の遊休農地面積は219haとなっており、令和3年度から新たに付け加えられた緑区分と黄区分ですけれども、緑区分に関しましては、126ha、黄色区分は、93haとなっております。

次に②の目標ですが、既存遊休農地の解消の、A緑区分の遊休農地の解消ですが、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積126haに対しまして、緑区分の遊休農地の今年度の解消目標面積は25haとしております。

これに関しましては、下のこめ印にあるとおり、緑区分の解消目標に関しては、令和3年度の緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入するとなっておりますので、25haで解消を目標とするということになります。

その下のB、黄区分の遊休農地の解消ですが、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は93haということで、これの解消の策定方針はその下に記載しておりますが、これは、各地域の基盤整備計画を既存として、県、市、農地バンクと協議の上、黄区分の遊休農地の解消を図るということとしております。

その下のイ、新規発生遊休農地の解消ですが、前年度の新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は21haでございました。

29ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、①現状及び課題ですが、現状は令和1年度から令和3年の新規参入者の数は、そちらに記載のとおりでございます。

令和3年度に経営体ということで、2人の新規就農者の方が入っております。

課題に関しましては、その下に記載のとおりでございます。

②目標ですが、権利移動面積につきまして、これは28年から30年度の平均が11haとなっております。

これもまた局長通知によりまして、新規参入者への貸付け等については、農地所有者の同意を得た上で、公表する必要がございます。

これは、毎年、利用状況調査の後に実施する利用意向調査等をですね、所有農地を新規参入者の方へ貸してもいいかと確約をとった農地を公表しなければならないという面積になりまして、先程の平均11haの1割以上を記入するという事になっておりますので、その11haの1割分として1.1haを目標としているところでございます。

2番、最適化活動の活動目標ですね。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、ここから下の方が新たに付け加えられた部分となります。

この表の中にあります一人当たりの活動日数が目標として、月に6日。年間の平均で月に6日以上を目標とさせていただいております。

これに関しましては、4月から説明をさせていただいておりますが、毎月の報告の中で可能な限り日記替わりとして、付けていただきたいとお願いしておりますが、これが月6日以上となっております。

6日というのが、年度が終わってから実績の報告をしなければなりません。

その中で、活動日数の目標で6日から7日というのが、一番、最小限の日数となっていて、これが4点となっております。

実績としては、点数制になりまして、15点以上で目標に対して成果が得られたといったような形で報告することになりますが、8日から12日が8点、13日以上が12点となっております。

そして、(2)番ですね。

これも活動強化月間の設定目標ということで、新たに設けられたものでございます。

活動強化月間の設定回数は、最低3回以上とされておりますので、3回としております。

取組み時期に関しましては、5月に遊休農地の解消ということで、遊休農地を地域の有志で借り上げて作物を耕作するというような目標を立てました。

そして10月ですが、新規参入の促進ということで、これは県が主催する担い手確保プロジェクトチーム会議及び就農セミナー、あるいは新規就農の相談会等へ参加をしていただきたいと思っております。

2月が、農地の集積として、担い手への集積について積極的に働きかけのほうを地域のほうでしていただければと思っております。

最後ですね。(3)新規参入相談会への参加目標ですが、これも国の通知で1回以上となっておりますので、1回としております。

開催時期は、そちらに記載のとおり、7月から11月。参加者数はどなたか1名ということで、相談会につきましては、県の就農セ

	<p>ミナー、そして相談会、開催場所は熊本市となっています。</p> <p>相談会の内容については、県の支援センター主催による、対面による出店ということで、出店ブースと一緒に行っていただいて、相談者と話をさせていただくとか、そういうことを考えておりますけれども、まだ初年度ですので、そこまで出来るかどうかわかりません。</p> <p>実は、県と芦北、津奈木、水俣で合同で新規就農者のプロジェクトチームを立ち上げております。</p> <p>これは、毎月1回会議をさせていただいていますが、その中で、新規就農相談会で、水俣の農地を見たいとか、そういう方に対してバスツアーを年に1回組んでおります。</p> <p>その際に、担当地区の農業委員さんが、もし、都合が合えば参加して頂ければと思っておりますので、こちらのほうから打診したいと思っております。</p> <p>30ページから37ページの最後までに関しましては、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価で、これは、昨年度の実績でございます。</p> <p>個別の説明は割愛させていただきますので、目を通していただければと思います。</p> <p>以上、目標等につきまして説明を申し上げました。</p> <p>つきましては、御審議、御承認の程よろしく申し上げます。</p> <p>なお、この目標等につきましては、事前に熊本県農業会議にて、内容を確認して頂いておりますが、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、その事務の実施状況を公表することとされておりますので、今後、ホームページでの公表等を行う予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	事務局より説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第90号、令和4年度最適化活動の目標の設定等については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第90号、令和4年度最適化活動の目標の設定等については、本案のとおり決定いたします。
委員	はい、議長。
議長	はい、5番、田畑委員。

5 番委員	訂正をいいですか。 議第 8 7 号、1 1 ページで、私は現地確認を 6 月 7 日と言いましたが、6 月 6 日に訂正をお願いいたします。
議 長	全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第 2 4 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員